

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7月 1日
【会社名】	株式会社安藤・間
【英訳名】	HAZAMA ANDO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 俊明
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目 1番20号
【電話番号】	東京03(6234)3600
【事務連絡者氏名】	C S R推進部長 山口 功人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目 1番20号
【電話番号】	東京03(6234)3606
【事務連絡者氏名】	C S R推進部長 山口 功人
【縦覧に供する場所】	株式会社安藤・間 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内一丁目 8番20号) 株式会社安藤・間 大阪支店 (大阪市福島区福島六丁目 2番 6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社平成26年3月期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき5円 総額 923,696,540円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

その他剰余金の処分に関する事項

1. 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

2. 減少する剰余金の項目およびその額

任意積立金（優先株式償還積立金） 1,000,000,000円

第2号議案 定款の一部変更の件

発行済の第～種優先株式の全株式を消却したため、優先株式および種類株主総会の関連規定について、すべて削除し、併せてその他の文言の修正および条数等の変更を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

小野俊雄、野村俊明、肥後満朗、金子治行、植野寿憲、山崎光、小島秀一、木下壽昌、杉本文雄及び福西清香を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名および補欠監査役1名選任の件

馬場義彦を監査役に、大貫裕仁を補欠監査役に選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額2,500万円以内とする。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	1,108,993	180,256	0	(注)1	可決(86.02%)
第2号議案 定款の一部変更の件	1,286,699	2,547	0	(注)2	可決(99.80%)
第3号議案 取締役10名選任の件					
小野 俊雄	992,925	290,827	0		可決(77.34%)
野村 俊明	1,003,260	280,492	0		可決(78.14%)
肥後 満朗	1,256,441	27,311	0		可決(97.86%)
金子 治行	1,255,843	27,909	0		可決(97.82%)
植野 寿憲	1,256,351	27,401	0	(注)3	可決(97.86%)
山崎 光	1,256,366	27,386	0		可決(97.86%)
小島 秀一	1,256,444	27,308	0		可決(97.86%)
木下 壽昌	1,256,424	27,328	0		可決(97.86%)
杉本 文雄	1,256,454	27,298	0		可決(97.86%)
福西 清香	1,256,011	27,741	0		可決(97.83%)
第4号議案 監査役1名および補欠監査役1名選任の件					
馬場 義彦	1,224,103	45,450	0	(注)3	可決(94.95%)
大貫 裕仁	1,251,491	18,062	0		可決(97.07%)
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	1,281,153	8,031	0	(注)1	可決(99.37%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計が、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って成立したため、議決権の数の一部については集計しておりません。